

# 年度経営計画

平成 30 年度

 岩手県信用保証協会

# 1 経営方針

## (1) 業務環境

### 1) 岩手県の景気動向

県内経済は、個人消費や生産活動の回復の動きにやや足踏み感が見られるものの、雇用情勢は県内全域で有効求人倍率が1倍を上回るなど高水準で推移しているほか、住宅着工も主力の持家のほか貸家でも増加している。また、公共工事は足元では減少したものの東日本大震災関連工事が引き続き高水準にあり、緩やかな回復の動きとなっている。

国内経済の情勢は、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しや輸出の増加などから緩やかな回復が続くとみられるが、本県においては、主力業種で持ち直しの動きとなっている一方で、業種によってバラつきが見られるほか、海外経済の不確実性などに留意しながら、今後の動向を注視していく必要がある。

### 2) 中小企業を取巻く環境

県内経済が緩やかに回復しつつあり、中小企業の収益は全体的には増益基調といわれているが、企業倒産は件数、負債総額とも前年を下回って推移している中で、小規模事業者の倒産だけは高い水準にあり、今後も事業継続を断念する企業が一定程度発生すると予測されていることから、十分留意していく必要がある。

また、東日本大震災の津波被害を受けた地域では、復旧・復興が着実に進んでおり、県の東日本大震災津波復興実施計画の最終年に位置付けられている平成30年度は、さらに急ピッチで復興が進む見通しである。しかし、土地の整備や本設移行等がこれから本格化する地域があり、被災規模に応じて復興度合いに隔たりが広がってきていることから企業ごとに様々なニーズや課題が見られる。当協会としても地域や企業の実情に応じ、きめ細かく、より適切な支援を継続していく必要がある。

## (2) 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、中期事業計画（平成30年度～平成32年度）において、中期ビジョンを「私たちが必要としている中小企業とともに歩む課題解決のパートナーになります。」と定め、基本方針を「中小企業本位×役割と責任の自覚」と位置付けた。

企業のライフステージの様々な局面において変動する課題を的確に捉え、解決に向けて取り組んでいくために、金融機関や各支援機関と今まで以上に連携し、当協会に求められる役割を実践していくことで、県内中小企業、小規模事業者の持続的な発展を支えていくものである。

特に、平成30年は、信用補完制度の見直しに係る法律改正の諸施策が施行されることに伴い、経営支援に対する取り組みの意識変革を図り、従来にも増して経営支援を推進することとした。また、そのためにも、職員のスキルアップに取り組んでいくものである。

## 2 重点課題

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

県内経済は、総じて緩やかな回復の動きとなっているものの、業種によってバラツキがあることや少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少と都市部への若年層の流出による人手不足の深刻化等、依然として県内中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にある。さらに、県内経済を下支えしてきた小規模事業者の減少に歯止めがかからない状況は、県内経済の回復に向けての大きな障害要因となっている。

また、東日本大震災や台風の被災地域である沿岸部の復旧・復興は着実に進んでいるが、被災規模によって市町村間で復興度合いに差が出ていることやサンマ、秋鮭等の主要魚種の不漁による水産業者への影響が懸念されること等から、引き続き被災企業に対し親身でかつ適切な支援を行っていく必要がある。

このような状況の中、当協会は、中小企業のライフステージにおけるどのような局面にあっても、積極的な信用保証をもって、地域金融機関と連携しながら中小企業の成長や持続的発展を支えるため、次の具体的な課題に取り組む。

#### (2) 具体的な課題

##### 1) 積極的な信用保証

- ① 必要十分な信用供与
- ② 魅力ある保証制度の創設
- ③ 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化
- ④ ニーズに応えるためのプロセス等の見直し
- ⑤ 職員の目利き力強化

##### 2) 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

- ① 被災した企業への支援活動の継続

② 金融機関や商工団体等中小企業支援機関との連携支援

(3) 課題解決のための方策

1) 積極的な信用保証

① 必要十分な信用供与

ア 当協会の8割以上を占める小規模事業者の持続的発展を支えるため、金融機関及び商工団体等中小企業支援機関に対し「特別小口保証」等の保証限度額の拡充及びその改正趣旨の浸透を図るとともに、今よりもスピーディに、より利用しやすくなるよう申込みに関する事務負担の軽減に取り組む。

イ ライフステージにおける業績下降時等の局面にあっては、事業実態を把握し改善の可能性や将来性等を理解した上での必要十分な信用供与に取り組む。

② 魅力ある保証制度の創設

地方公共団体や金融機関等と地域の抱える課題について情報交換を行い、認識を共有しながら連携して女性の活躍、地域課題の解決や成長分野・技術革新等のための制度を創設する。

③ 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

ア 金融機関に対し、中小企業へ安定的な資金調達を支援するための「連携支援協調パッケージ」による連携の必要性や趣旨の周知活動を展開し、活用の推進を図る。

イ 金融機関との信頼関係をより強固なものに構築させるため、日頃からの対話を重視し、勉強会や研修会における中小企業支援に係る情報交換等による認識の共有化や案件の協働した取組みの実績の積み重ねに取り組む。

④ ニーズに応えるためのプロセス等の見直し

迅速かつ正確な審査を行う保証決定に至るプロセス等の見直しのための検討委員会を設置し、保証審査の効率化を図るための実施案を策定する。

⑤ 職員の目利き力強化

積極的な信用保証による信用供与のため、協会内の中小企業診断士等有資格者による事例研究会等を実施し、職員の自己啓発を促し、企業の事業性を見る力を育む。

## 2) 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

### ① 被災した企業への支援活動の継続

計画を下回って推移している債権買取先等被災した企業に対し、定期的に訪問を行い、実情を把握しながら継続的した支援を親身かつ適切に行う。また、債権買取先のエグジットファイナンスを希望する企業に対しては、最適な再生に寄与するよう努め、迅速かつ積極的に支援する。

### ② 金融機関や商工団体等中小企業支援機関との連携支援

債権買取先に対しては、岩手県産業復興相談センター及び(株)東日本大震災事業者再生支援機構との連携したモニタリング訪問を継続し、情報を共有しながら必要な支援を行う。

また、引き続き経営サポート会議による被災企業に実情に応じた金融機関調整を積極的に実施するとともに、商工団体等中小企業支援機関と連携しながら、経営の改善発達のための専門家派遣等の最適な支援のコーディネートを行う。

## 【経営支援部門】

### (1) 現状認識

保証協会の業務については、今年度から信用保証協会法の改正により経営支援が追加されたが、これまでも経営支援、再生支援を実効あるものとするため、協会が事務局であるネットワーク会議や経営サポート会議の開催等により側面支援・個社支援等様々な取り組みを行ってきた。

このような中で、協会には公的機関として、地方創生に対する一層の貢献が期待されており、当協会としても、今まで以上に地域金融機関、商工団体、中小企業支援機関等との情報交換を密にして、よりきめ細かく、企業のニーズに合った経営支援を適時適切に提供する必要があることから、次の具体的な課題に取り組む。

### (2) 具体的な課題

#### 1) 経営支援、再生支援の強化

- ① 企業の課題をともに考え、解決策を探る取り組み
- ② 再生支援、再チャレンジ支援の充実
- ③ 支援機関との連携
- ④ 支援基準等の見直し

⑤ 経営支援ノウハウの蓄積、マインドの醸成

2) 地方創生の取組み

- ① ファンドへの出資等
- ② 創業支援の充実
- ③ 事業承継支援の取組み

(3) 課題解決のための方策

1) 経営支援、再生支援の強化

① 企業の課題をともに考え、解決策を探る取組み

ア 企業訪問、地区別中小企業向けセミナー、中小企業アンケートの実施等により、中小企業の実情やニーズを把握する。

イ 企業訪問において McSS 等の財務分析資料を用い、経営者と当協会職員が経営課題について共有した上で、最適な支援メニューを提供する。

ウ 専門家派遣等の支援メニューを提供する際は、金融機関と支援方針を共有する等連携した相談体制を意識して課題解決に取り組む。

② 再生支援、再チャレンジ支援の充実

ア 事業継続、改善に強い意欲があり事業再生が必要な中小企業者に対し、事業の実態把握を行い、事業再生を検討する。

イ 中小企業再生支援協議会等の支援機関と連携し、求償権消滅保証や求償権一部放棄等の事業再生に取り組む。

ウ 再生支援、再チャレンジ支援が可能な企業については、経営者保証ガイドラインや連帯保証債務免除ガイドラインを適正に運用し解決を図る。

③ 支援機関との連携

ア 中小企業の経営に関する悩みや経営改善に関する相談等の際、金融機関、商工団体、認定支援機関、各種専門家等との連携を通じて、当協会がワンストップで課題解決に応じる体制を強化する。

イ 資金調達に不安を抱える中小企業者に対し、金融機関を紹介する取り組みを整備し充実させる。

ウ 商工団体及び認定支援機関等の中小企業支援機関と連携した経営改善計画の策定支援を行う。

④ 支援基準等の見直し

上期に支援先の選定に当たっての基準、支援の方向性の明確化及び支援スキームの効率化等の見直しを図り、下期から運用を開始す

る。

⑤ 経営支援ノウハウの蓄積、マインドの醸成

ア 上期は経営支援担当者会議等により前年度の経営支援の振り返りを行い、好事例（ベストプラクティス）と、成果が出なかった事例を蓄積し、それぞれ分類することで経営支援の質の向上を図る。

イ 下期は事例を情報共有し、横展開を図ることで職員の経営支援マインドの醸成を図る。

2) 地方創生の取組み

① ファンドへの出資等

ア ファンドについて情報収集、研究を行う。

イ 地方創生を考えるうえで不可欠な地元大学等との情報交換や取組みに前向きな地方公共団体との連携体制を構築する。

② 創業支援の充実

ア 「創業支援パッケージ（いわてドリムパスポート）」のPRを行い、浸透度を高めた上で総合的な支援を行う。

イ 創業予定者や事業承継予定者に対し、入り口の段階から専門的な助言、指導が受けられるよう外部専門機関との連携体制を構築する

ウ 創業希望者との接点を拡大するため当協会主催の創業希望者向セミナーを開催する。

エ 創業支援に係る覚書を締結した公庫及び商工団体との連携（創業者への計画策定支援、資金調達支援、開業後のフォロー等）を強化する。

③ 事業承継支援の取組み

ア 岩手県事業引継ぎ支援センターや各種専門家と連携した取組みを推進する。

イ 専門家派遣による「事業承継サポート」の活用を推進する。

**【期中管理部門】**

**(1) 現状認識**

平成29年度の代位弁済は、引き続き企業倒産が低水準で推移していることなどから前年並みで推移している。事故残高については、前年を大幅に下回っているが、依然として返済緩和や元金棚上げの暫定的な条件変更を繰り返している企業は多く、今後、経営改善が進まず事業継続を断念する企業や法的手続きの申請に及び企業の増加が懸念される。

以上の状況において、金融機関と早期に連携し、実態把握を行った上で、事業の継続支援を行うことが重要であり、次の具体的な課題に取り組む。

## (2) 具体的な課題

### 1) 早期期中管理

- ① 金融機関と連携し、延滞先、事故先及び保証料未納先への早期対応
- ② 条件変更を繰り返している企業への事業再生の支援

## (3) 課題解決のための方策

### 1) 早期期中管理

- ① 金融機関と連携し、延滞先、事故先及び保証料未納先への早期対応

ア 「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」に記載されている企業については、企業動向を把握する。また、定期的に金融機関とヒアリングを実施し、実態把握の必要な先については連携して企業訪問を行い、速やかに事業継続の可能性を検討の上、必要に応じて外部専門家を活用しながら、金融機関担当者と協働による正常化に向けた支援を行う。

イ 保証料未納先についても、「未収保証料明細表」により管理を徹底し、経営実態の把握に努め、必要に応じ金融機関と連携して経営支援を行いながら早期納入を促す。

ウ 休業、廃業、法的整理移行等、代位弁済が避けられない企業については、速やかに代位弁済手続きを進める一方で、事業継続しながらも永年利息の支払いのみを継続しているような企業等については、抜本再生の道も検討する。

- ② 条件変更を繰り返している企業への事業再生の支援

ア 返済緩和や元金棚上げ等の条件変更を繰り返している企業をリストアップの上、経営改善計画に対する実績状況を検証する。大幅な乖離がある場合は、モニタリング訪問等による経営者面談を実施の上、アクションプランの実施状況を含め改善の進捗状況を確認する。

イ 改善が遅れているが改善に真摯に取り組んでおり、事業継続の強い意思が確認される企業については、当協会支援メニューの活用を勧めながら、経営改善達成のためのサポートを行う。



## 【回収部門】

### (1) 現状認識

求償権回収は、関係人の高齢化等により弁済能力が低下していることに加え、第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、条件変更の継続による資産劣化等により一層厳しさを増している。

また、東日本大震災から7年を経過したが、いまなお再建途上の関係者がいることに加え、その後の台風等自然災害により生活再生に努力している関係人も存在する。

このような中で、回収部門における回収ポリシーの考え方を基本とし、初期段階で回収を最大化するため代位弁済後の初動の対応を徹底するとともに、求償権関係人の心情をきめ細かくくみ取り、個々の案件の状況に応じかつ効率性を重視した管理・回収に取り組み、また一方では事業を継続しながら返済を履行している経営者の再チャレンジや、保証人の生活再建にも積極的に対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、回収を促進するため次に掲げる課題に取り組む。

### (2) 具体的な課題

- 1) 適切な対応による回収の最大化
- 2) 事業再生等の対応
- 3) 求償権管理の効率化に向けた体制整備

### (3) 課題解決のための方策

- 1) 適切な対応による回収の最大化
  - ① 代位弁済が避けられない案件について、一定の回収が見込まれる場合は、期中段階における交渉へ回収担当者が同席し代位弁済後の初動対応につなげる。
  - ② 無担保求償権については、関係人の生活実態を把握の上心情等に配慮しながら、督促強化日の設定等により、定例回収の最大化を図る。
  - ③ 関係人の死亡や行方不明等により入金や交渉が途絶えている先については、弁護士、調査機関等の活用を含め、相続や居所等の調査を行い、交渉の再開を図り弁済を促すとともに必要に応じ法的手続きを行う。
  - ④ 有担保求償権については、所有者の実情を勘案の上、任意売却の場合は、関係人の同意のもとに、信頼できる不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページ、保証月報への掲示等を行い物件売却の促進を行う。

- ⑤ 有効な担保外不動産の担保設定に非協力的な場合は、必要に応じ仮差押等の法的手続きを行う。
- ⑥ 弁護士等への債務整理委任案件はその進捗を確認し回収の早期着手を図る。

## 2) 事業再生等の対応

- ① 営業継続中の債務者の状況を把握し、早期に再生が可能と判断できる先については、求償権消滅保証や再生スキームとしての求償権一部放棄等について、企業支援課及び保証担当部署と連携し取り組みを推進する。
- ② 一定期間定期弁済を継続している求償権関係人について、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。

## 3) 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- ① 回収が見込まれず管理の実益に乏しい求償権について、早期に管理事務停止措置を講じ、また管理事務停止先で求償権整理が可能なものは遅滞なく求償権整理の手続きを行う。
- ② 保証協会サービサーと情報共有及び個別ヒアリングを実施し、効率的活用を行う。
- ③ サービサーを含めた求償権回収管轄の見直しを行うとともに、管理事務の合理化を検討する。

## 【その他間接部門】

### (1) 現状認識

- 1) 中小企業の悩みや課題に寄り添って当協会がサポートするためには、専門的なスキルやコミュニケーションスキルが重要であり、そのために中長期的な視野を持って採用活動を展開するとともに、協会業務の推進力となる職員を体系的に育成しその能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境、組織風土を作る必要がある。また、協会が取り組んでいる業務内容や情報を広く知ってもらうため、広報活動を効果的に展開し、認知度向上に取り組む。
- 2) 信用保証協会は、社会的規範、倫理、各種法令及び内部規程を遵守し、コンプライアンスを基本とした業務運営を行うことが重要であり、社会的信頼の確立が必要不可欠である。  
不祥事発生防止のため、コンプライアンス等の啓蒙活動による職員の倫理観向上や反社会的勢力排除の活動推進を実施することが重要である。  
また、東日本大震災等の経験を生かし、職員の安全と業務の迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、

緊急事態に備える必要がある。

なお、個人情報については、適正な個人情報保護を図るため各部署で点検計画を策定し、定期的に点検するとともに監査を実施して適正な管理を行う必要がある。

## (2) 具体的な課題

- 1) 広報活動の充実と認知度の向上
- 2) 組織体制及び職場環境の整備
- 3) 人材育成の体系化
- 4) コンプライアンス態勢の維持・強化
- 5) 個人情報保護の徹底

## (3) 課題解決のための方策

### 1) 広報活動の充実と認知度の向上

- ① マスメディア、ホームページ等を活用して情報発信する。ホームページはリニューアルを実施する。
- ② 採用イベントや大学生向け業界研究に積極的に参加するとともに、PR用メディアを制作し、協会知名度の向上を図る。
- ③ 創立70周年記念事業を企画、実施する。

### 2) 組織体制及び職場環境の整備

- ① 職場と業務の改善提案を促すことにより改善に対する意識高揚を図るとともに、職場と業務を不断に点検する。
- ② ストレスチェックと職員の満足度調査を実施し、職員が明るく健康的に働ける職場作りに繋げる。
- ③ 職員が意欲をもって仕事に取り組めるよう、ワークライフバランスの取り組みを推進する。
- ④ 業務が円滑に遂行できるよう、協会内部や他協会とのコミュニケーションを促進する。

### 3) 人材育成の体系化

- ① 新入職員の研修スケジュール、内容、育成レベルを明確化するとともに、中長期的な視野で人材育成に向けた研修、教育に取り組む。

② 中小企業診断士や連合会が実施する信用調査検定等の公的資格の取得を奨励する。

#### 4) コンプライアンス態勢の維持・強化

- ① コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会（年4回）やコンプライアンス担当者会議（年4回）を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- ② 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、対応訓練等実施し組織を挙げて反社会的勢力からの介入、不法・不当要求の排除を行う。
- ③ 日常モニタリング活動シート、コンプライアンス・チェック及びマナー調査等の各調査を実施し、職員の倫理観向上を図り、不祥事発生防止に努める。
- ④ 職場内研修でメンタルヘルス・コンプライアンスをテーマとして実施すること及びコンプライアンスニュースの発行により職員の啓蒙活動を行う。
- ⑤ 事業継続計画（BCP）に基づく訓練を行う。

#### 5) 個人情報保護の徹底

- ① 個人データ管理規程等に基づき、点検責任者は個人データ取扱点検の年間計画を策定し、定期的に点検・報告を実施する。
- ② 検査室は、各部署からの個人データ取扱点検報告書により管理状況を把握するとともに、個人データの取扱状況の点検・監査規程に基づいた監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。

### 3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	83,000	90.7	98.8
保証債務残高	226,000	91.9	95.0
保証債務平均残高	230,000	93.6	93.9
代位弁済 (元利)	3,300	94.3	146.7
実際回収(元損)	810	87.1	114.1
求償権残高	686	52.8	260.8

積算の根拠(考え方)
<p>&lt;保証承諾&gt; 平成30年度は、県の復興基本計画の最終年度に当たり、総仕上げとして復興事業が推進されることから、復興に係る資金需要への対応や計画を下回って推移している被災企業への金融支援等に取り組むほか、中小企業信用保険法等の改正による各措置の趣旨を踏まえた支援を丁寧に対応していく方針であり、前年実績見込みを下回るものながら830億円の計画としたものである。</p>
<p>&lt;保証債務残高&gt; 保証債務残高についても、全国的に減少に歯止めがかからない状況が続いており、当県においても同様の推移となっている。 最近の大口償還の要因として、代位弁済以外では東日本大震災により被災した事業者向けのグループ補助金や高度化資金のつなぎ資金の償還が進んだことやプロパー融資による借入金の合理化の際に保証付き融資が償還されることなどが考えられる。 このような中で、足許の残高減少が見られるものの、これまで以上に金融機関と連携した取組みを強化するとともに、これまでも当協会として独自に行ってきた経営支援の取組みを推進し、金融支援を徹底して行うことで、226,000百万円とする。</p>
<p>&lt;代位弁済&gt; 事故報告残高は、前年と比較して減少傾向にあるが、これまで条件変更を繰り返してきた先の中にも、費用の捻出ができません条件変更を断念する先が増加することが考えられる。 また、沿岸部の不漁による水産加工業の不振に加え、復興需要も沈静化の方向にあり、今後の状況は楽観視できない。 このようなことから、代位弁済の増加が予想され、通常の代位弁済を3,200百万円とする。不等価譲渡に伴う代位弁済は、減少が予想され100百万円とする。 以上により代位弁済全体で3,300百万円とする。</p>
<p>&lt;実際回収&gt; 新規代位弁済における第三者保証人の無い求償権の増加等、回収をめぐる環境は厳しいが、無担保求償権の定例入金の促進や担保物件の売却促進、保証人免除等による一括回収の増加に取り組むこと等により前年実績を上回る計画とし、通常の回収は790百万円、不等価譲渡に伴う回収は20百万円とし、全体では810百万円とする。</p>

#### 4. 収支計画

岩手県信用保証協会

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	2,647	98.0	93.7	1.15
保証料	2,070	101.0	94.1	0.90
運用資産収入	324	87.4	89.0	0.14
責任共有負担金	143	89.4	90.5	0.06
その他	110	91.7	106.8	0.05
経常支出	2,017	95.0	101.9	0.88
業務費	931	96.2	104.1	0.40
借入金利息	0	0.0	—	0.00
信用保険料	1,050	95.5	98.1	0.46
責任共有負担金納付金	26	65.0	520.0	0.01
雑支出	10	11.8	90.9	0.00
経常収支差額	630	109.1	74.6	0.27
経常外収入	4,050	97.2	106.3	1.76
償却求償権回収金	130	86.7	113.0	0.06
責任準備金戻入	1,450	93.2	93.8	0.63
求償権償却準備金戻入	70	31.8	39.3	0.03
求償権補てん金戻入	2,400	107.1	121.8	1.04
その他	0	—	—	—
経常外支出	4,336	97.5	111.4	1.89
求償権償却	2,700	104.9	114.9	1.17
責任準備金繰入	1,371	91.6	94.6	0.60
求償権償却準備金繰入	250	68.3	357.1	0.11
その他	15	107.1	65.2	0.01
経常外収支差額	△ 286	—	—	—
制度改革促進基金取崩額	86	128.4	74.8	0.04
収支差額変動準備金取崩額	—	—	—	—
当期収支差額	430	119.1	49.1	0.19
収支差額変動準備金繰入額	215	119.4	49.1	0.09
基金準備金繰入額	215	118.8	47.9	0.09
基金準備金取崩額	—	—	—	—
基金取崩額	—	—	—	—

#### 積算の根拠(考え方)

- 保証料については、平均保証料率がほぼ29年度並みとみて算出した。
  - 運用資産収入については、現在の金利情勢を勘案し、利回りが低下するものとみて算出した。
  - 責任共有負担金については、29年度上期確定額と下期の残高見込額に代位弁済実績を乗じた金額を合算し算出した。
  - 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
  - 信用保険料については、平均保険料率が微減するものとみて算出した。
  - 責任共有負担金納付金については、責任共有負担金受領見込み額に対し平均填補率、支払い保険料等を考慮し算出した。
  - 償却求償権回収金については、29年度が低調であったことから前年度を若干上回るものとして算出した。
  - 責任準備金戻入及び求償権償却準備金戻入については、前年度見込みの責任準備金繰入及び求償権償却準備金繰入と同額とした。
  - 求償権補てん金戻入については、保険金受領見込み額、損失補償金の振替額分を考慮し算出した。
  - 求償権償却については、代位弁済計画額及び求償権回収計画額により算出した。
  - 責任準備金繰入については、期末保証債務残高見込み、所定期限経過債務見込み額に所定の割合を乗じて算出した。
  - 求償権償却準備金繰入については、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。
- 以上により、制度改革促進基金86百万円を取崩し、当期収支差額を430百万円程度と見込んだ。

## 5. 財務計画

岩手県信用保証協会

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年金 融機 関中 出 入 金 ・ 負 担 金	県	0	—	—
	市 町 村	0	—	—
	金 融 機 関 等	0	—	—
	合 計	0	—	—
基 金 取 崩		0	—	—
基金準備金繰入		215	118.8	47.9
基金準備金取崩		0	—	—
期 末 基 本 財 産	基 金	9,507	100.0	100.0
	基金準備金	12,199	105.2	101.8
	合 計	21,707	102.9	101.0

制度改革促進基金造成	0	—	—
制度改革促進基金取崩	86	128.4	74.8
制度改革促進基金期末残高	41	21.9	32.4

収支差額変動準備金繰入	215	119.4	49.1
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	6,351	101.5	103.5

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	—	—
基金補助金		0	—	—
地方公共団体からの財政援助		962	73.4	97.1
保証料補給 (「保証料」計上分)		869	71.9	97.4
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		63	88.7	97.5
損失補償補填金		25	96.2	89.4
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	—	—
借入金運用益		4	104.0	73.0

積算の根拠(考え方)

- 基本財産の造成  
平成18年度より、県・市町村の出  
捐金及び金融機関の負担金の要請を  
見合わせしており、基本財産は収支  
差額による自己造成に努める。
- 地方公共団体からの財政援助  
保証料補給（「保証料」計上分）  
は、前年度の実績見込み数値を基  
に算出した。  
保証料補給（「事務補助金」計上  
分）は、預託方式による運用益以外  
の部分を見込んだ。
- 損失補償補てん金は、代位弁済計画  
に基づき算出した。
- 借入金運用益は、借入金の見込みと  
預金金利の動向を基に算出した。

## 6. 経営諸比率

岩手県信用保証協会

(単位：％)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.90	0.07	0.00
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.14	△ 0.01	△ 0.01
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.41	0.01	0.04
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.25	0.02	0.03
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.16	△ 0.01	0.01
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.46	0.01	0.02
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	13.50	0.96	0.05
固定比率	事業用不動産／基本財産	3.74	0.01	0.11
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	43.80	△ 1.26	△ 0.44
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	2.01	△ 2.42	△ 1.16
		686		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	10.41		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.43	0.01	0.47
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	5.05	0.96	△ 1.60

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。